



# 青森県報

第二千百九十九号

平成十五年七月十四日(月曜日)

## 目次

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	同	一
生活保護法による介護機関の指定	同	二
道路の供用の開始	道路課	二
公 告		
土地改良区の定款変更の認可	農村整備課	三
右 同	同	三
換地計画の決定	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	農林水産部	四
道路の位置の指定	国土整理部	四
教育委員会		
県文化財の指定	文化課	四

## 告 示

青森県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くりたクリニック	弘前市大字大町二丁目一のニショッピングプラザシテイ二階	平成十五年七月

青森県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所在地	変更年月日
変更前	吉田耳鼻咽喉科医院	弘前市大字中野二丁目一 の五	平成一五・四・二〇
変更後	よしだ耳鼻科・小児科		

青森県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社福社企画サービス	青森市松森二丁目一三の六	有限会社福社企画サービス	青森市松森二丁目一三の六	平成一五・六・二〇
株式会社野忠建設	上北郡野辺地町字大月平六七の二三	ウエルネス	上北郡野辺地町字大月平六七の二三	一五・五・二四
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	松園デイサービス	三沢市松園町二丁目七の一五	一五・六・九
株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	デイサービスあすかの湯	南津軽郡平賀町大字町居字西田一一の一	一五・五・一
社会福祉法人諏訪ノ森	青森市大字諏訪沢字丸山七二	グループホーム宮田館	青森市大字宮田四丁目二三八の四	一五・二・一
医療法人白生会	五所川原市字旭町二〇の六	グループホーム宮田館	五所川原市大字金山字竹崎二三	一五・六・一

社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	松園グループホーム・スカイ	三沢市松園町二丁目七の一五	一五・六・九
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	グループホームマロニエ	上北郡七戸町字館野三二の一六	一五・五・一
十和田市農業協同組合	十和田市東一番町六の五一	JA十和田市居宅介護支援事業所「きずな」	十和田市東一番町六の五一	一五・六・一

青森県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
青森県保健生活協同組合	青森市大字浦町字奥野四三四の三	青森保健生活協同組合ケアサポートすみれ	青森市中央三丁目一〇の二	平成一五・四・一
十和田市農業協同組合	十和田市東一番町六の五一	JA十和田市居宅介護支援事業所「きずな」	十和田市東一番町六の五一	一五・六・一

青森県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年八月十三日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三厩小泊線	東津軽郡三厩村字増川三三四の一から 北津軽郡小泊村字成滝一三一まで	平成一五・七・一五

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八戸平原土地改良区の定款の変更を平成十五年七月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を平成十五年七月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、福田上地区の県営土地改良事業に係る福田工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十五年七月十五日から同年八月十二日まで
- 三 縦覧の場所  
福地村役場  
名川町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、福田上地区の県営土地改良事業に係る沢工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十五年七月十五日から同年八月十二日まで
- 三 縦覧の場所  
福地村役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、福田上地区の県営土地改良事業に係る森越工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年七月十五日から同年八月十二日まで

三 縦覧の場所

福地村役場  
名川町役場

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十五年七月十四日

下北地方農林水産事務所長 澤 田 満

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業五六 一	脇野沢村	平成一五・五・二〇

五所川原県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、五所川原県土整備事務所及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年七月十四日

五所川原県土整備事務所長 須 藤 利 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
五所川原市字一ツ谷五四 一の二二	六六・九〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一五・七 四

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第八号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

平成十五年七月十四日

青森県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県重宝	黒石市消防団第三分 団第三消防部屯所	一棟	黒石市大字甲徳兵衛町三 番地	黒石市
県重宝	五戸町消防団第一分 団屯所	一棟	三戸郡五戸町字野月二番 地	五戸町

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭